

質問No.1	物品購入の上限額について
質問内容	P23 14物品の帰属等の4行目では「物品の50万円以下の交換(購入)及び修繕は、指定管理者が行う」とありますが、P24 16横須賀市と指定管理者の責任分担の表「備品・消耗品の購入」欄では、「施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が5万円以下のもの」が指定管理者負担となっています。指定管理者の物品購入額について、ご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P23 14 物品の帰属等 募集要項 P24 16 横須賀市と指定管理者の責任分担表「備品・消耗品の購入」
回答	募集要項 P26 16 横須賀市と指定管理者の責任分担表「備品・消耗品の購入」欄に記載されている5万円は、50万円の誤りでした。 したがって、指定管理者の物品購入額は50万円以下となります。

質問No.2	建物の点検におけるチェックシートについて
質問内容	「市が指定したチェックシートによる定期点検」について、チェックシートをご教示ください。(専門知識や資格が必要な場合の委託費積算のため)
要項・仕様書の該当箇所	仕様書 P7 4 維持管理業務 (1)共通事項 ウ
回答	別添の様式1チェックシート(定期点検用)及び様式2不具合&対応記録シートのとおりです。

質問No.3	財務状況について
質問内容	旧制度の特例民法法人である当財団は、平成24年9月一般財団法人への移行に際し、約37億円余を公益目的財産額とする公益目的支出計画を定め、神奈川県から認可を受けており、現在(令和元年度～)、スポーツ・文化振興事業や市への寄附等により1億円を超える公益目的支出を行っています。 指定管理事業者選定において、財団の財務状況を評価する場合、公益目的支出会計(実施事業等会計)を除いた、収益事業等会計で評価していただくのかご教示いただきたい。 なお、当財団は令和元年度には、収益事業等会計において黒字に転じ、令和2年度は法人全体も黒字となっております。 ※公益目的支出計画とは 一般財団又は一般社団への移行認可を受ける法人は、「従来の法人が税法上の優遇などにより内部留保した財産を公益の目的のために支出して累にする計画(公益目的支出計画)を作成しなければならない」と定められている。 シティサポートよこすかは、財団法人横須賀市都市施設公社から一般財団法人へ移行する際、公益目的財産額に相当する約37億2,600万円を公益目的事業である「実施事業等会計」で支出することにより、平成24年9月19日付けで神奈川県から認可を受けた。その後、公益目的支出に新たなスポーツ・文化振興事業の実施、市への寄附(特定寄附)などを位置付け、令和元年9月1日付けで神奈川県から公益目的支出計画の正式な変更認可を受けた。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P15 7 選考基準 1 基礎項目評価 (1)財務状況
回答	申請団体の財務状況審査は、税理士等を専門委員に委嘱して実施します。 申請団体が指定期間を安定的に管理することができる財務的な能力があるかどうかについて、申請団体から提出を受けた審査に必要な書類に基づき専門的見地から総合的に審査します。 申請団体の経営状況を説明する上で必要な情報でしたら、財務審査に必要な書類の補足説明資料として提出してください。 このことは、申請団体が望む評価を保証することにはなりませんので、あらかじめ御承知おきください。

質問No.4	遊具点検について
質問内容	三笠公園公園管理業務仕様書 P6 6維持管理業務 (3)遊具に記載されている国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(改訂第2版)等を参考にした専門家による年1回の定期点検(法定点検)は、貴市(設置者)による実施でよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	仕様書 P8 4 維持管理業務 (4)遊具施設の点検
回答	本市の責任により実施いたします。

質問No.5	走水水源地公園における上下水道事業管理者との協定内容について
質問内容	走水水源地公園において上下水道事業管理者と締結している協定に従い、指定管理者が行うべき日常管理業務についてご教示ください。 (収支積算書作成のため)
要項・仕様書の該当箇所	仕様書 P22 4 維持管理業務 (2)水道用地使用許可の許可条件等の遵守 イ
回答	日常管理業務に関することとして、以下があります。(要約) ・上下水道局が管理する施設を上下水道局が管理する際に協力する。 ・公園内(芝生広場等)への公園管理関係車両の入退場のため、一部上下水道局管理範囲を協議の上通行することができる。 ・水道局所有の施設の付近に原則、安全対策以外の目的で工作物等を設置しない。 ・湧水の公園機能の維持のための排水の管理。 ・下部排水ポンプ設備の電気料金を負担すること。

質問No.6	田浦青少年自然の家管理棟について
質問内容	「令和5年3月31日をもって、田浦青少年自然の家は廃止となるが、跡地については引き続き、田浦梅の里の一部として管理していくこと」とありますが、田浦青少年自然の家管理棟については、田浦梅の里の管理用に活用することは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	田浦青少年自然の家仕様書P4 4その他 (8)施設廃止後の管理について
回答	田浦青少年自然の家は令和5年3月31日をもって廃止となります。管理棟を含め、建物に関しては、解体を予定しておりますが、時期は未定です。解体を実施するまでの間、利用者は立ち入れませんが、梅の里の管理用として使用することは差し支えありません。

質問No.7	走水水源地公園は管理事務所がないように思われますが、ほかの公園との兼務も可能ですか？また、管理事務所長の配置も必要ですか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P3 (1)ーイ
回答	配置された管理要員がほかの公園の業務を兼務することは可能です。所長の配置は必要です。

質問No.8	港湾緑地(西浦賀・久里浜・浦郷の各みなと緑地)3か所に関して、兼務可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	浦郷みなと緑地ほか2か所管理運営基準書 別表 業務内容
回答	港湾緑地以外の施設に所長や管理人を配置して、港湾緑地の管理業務を兼務することは可能です。 各みなと緑地に専属の管理人を配置するかについては、市からは特に指示しません。 最適と思われる人員配置を提案してください。 なお、現在、港湾緑地はうみかぜ公園、海辺つり公園と一体で管理しております。管理事務所はこの2カ所にあり、各みなと緑地には専属の管理人はいません。

質問No.9	
質問内容	パンフレット・ポスター・ホームページの開設とありますが、各々独自のドメインの取得は必要でしょうか？
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P6 (5)公園の紹介業務 ア
回答	ドメインの取得については指定しませんが、利用者が分りやすく安全に利用できる必要があります。

質問No.10	
質問内容	港湾緑地(西浦賀・久里浜・浦郷の各みなど緑地)の保険加入状況・条件等をもう少し詳しく教えてください。また、その予算はどのくらいでしょうか
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-2)港湾緑地管理仕様書 P5 ⑨
回答	現在は西浦賀・久里浜・浦郷の各みなど緑地とうみかぜ公園、海辺つり公園を含んだ5つの港湾緑地を一体として指定管理業務を行っていることから、これら施設をまとめて施設所有管理者賠償責任保険に加入しています。昨年度の保険料は5緑地 保険金額 身体(1名) 100,000千円 身体(1事故・総保険金額) 100,000千円 財物(1事故) 100,000千円 財物(1事故・総保険金額) 100,000千円 免責金額 身体(1事故) 0千円 財物(1事故) 0千円

質問No.11	
質問内容	「その他の必要な保険」に関してはどのようなものがありますか
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P3 3運營業務(1)ーカ
回答	傷害保険、動産保険、受託者賠償責任保険、生産物責任賠償保険、運送保険など事業者にて必要と判断した保険です。

質問No.13	
質問内容	走水水源地公園の電気室・機械室・ポンプの保守点検について、いままでの保守点検の内容、修理内容、費用等の事例をお示しください。また、直近ではどのような修繕等を行いましたか
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P22 4-(2)
回答	月に1回程度、水が漏れていないかななどを目視により点検。 ポンプを更新後は修繕実績なし。

質問No.14	
質問内容	走水水源地公園の「ヴェルニーの水」の過去三カ年の使用量及び料金を教えてください。また、以前に修繕等がありましたら、履歴および費用について、教えてください
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P22 4- (2)
回答	ヴェルニーの水の過去の使用量及び料金については、計量していないため把握しておりません。また、修繕実績はありません。 参考に令和3年度の現在までの使用量及び料金を掲載します。(奇数月2日検針) 5月検針分(令和3年3月16日～5月1日) 使用量:279 m ³ , 使用料金:173,648円 7月検針分(令和3年5月1日～7月1日) 使用量:330 m ³ , 使用料金:185,781円 令和3年3月16日以前はメーターを設置していないため、実績はありません。

質問No.15	
質問内容	財務状況の優可劣の評価基準を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P15 7-(1)
回答	申請団体の財務状況審査は、税理士等を専門委員に委嘱して実施します。 申請団体が指定期間を安定的に管理することができる財務的な能力があるかどうかについて、申請団体から提出を受けた審査に必要な書類に基づき専門的見地から総合的に審査します。 審査の結果、問題がなければ「優」、多少不安要因があると「可」、問題があれば「劣」と評価します。

質問No.16	
質問内容	団体概要書の主な売上先、外注先、仕入先は過去3年の平均でしょうか？前年度分でしょうか？
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P11 5-(1)-イ
回答	申請の前事業年度の実績を記入してください。

質問No.17	
質問内容	団体概要書の主な仕入先には電気料金・水道料金が含まれますか？
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P11 5-(1)-イ
回答	含まれます。

質問No.18	
質問内容	⑧の付属明細書とはどのような書類でしょうか？
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P12 5-(1)-キ-⑧
回答	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書などの財務諸表に記載された重要な項目について、その明細を記載した書類になります。

質問No.19	
質問内容	新たに指定管理に加えられた各施設について、現時点で破損している備品および修繕が必要な個所があれば教えてください。もしある場合には、修繕後の引き継ぎ管理と認識してよろしいでしょうか？
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P24 施設・設備・備品等の損傷
回答	野比かがみ田緑地の西側用悪水路の水路確保用の塩ビ管が用をなさなくなったため今年度中の撤去を予定しています。また、東側園路の階段に破損が見られますが、こちらも今年度中の整備を予定しています。 その他では現状、破損している備品、修繕が必要な個所は特にありません。

質問No.20	
質問内容	P23の14とP24の備品・消耗品の購入の部分について、振り分ける基準ラインなどがありましたら教えてください。50万円以下は指定管理者の業務ですが、年間の上限(市での想定額)はどの程度でしょうか？また、その想定を超えた時の対応について教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P23 14 物品の帰属等 P24 施設・設備・備品等の損傷 備品・消耗品の購入
回答	「消耗品」は、その物品の性質から判断して、短期又は一度の使用によって消費される物(完成品)であるのに対し、「備品」は、数会計年度にわたり使用する物品です。性質等から判別が難しい物品の場合、10,000円以下のものについては「消耗品」と判断してください。 年間の上限などはありません。各費用については提案時に応募事業者が、収支積算内訳書を提出しますが、その想定を超えた際に市が何かしらの対応をすることはありません。

質問No.21	
質問内容	「高齢者の取り込み」とはどのようなことを指すのか教えてください
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P11 (8)公園を取り巻く環境の変化への対応
回答	市では、「市民活動サポートセンター」、「生涯学習センター」、「ボランティアセンター」、「シルバー人材センター」の4施設と連携して、「生涯現役フォーラム」を開催するなど多くの方が、生涯にわたって、いつまでも健康で、生きがいをもって、生き生きと活躍できる社会の実現をめざしています。 その考えに沿い、会社勤めなどで地域活動に縁がなかった方が、これまで培ってきた経験や知識を地域社会に生かし、地域活動への一歩を踏み出せるように、仲間づくり、地域交流や、ウォーキング等を中心とした健康増進の取り組みなどを指します。

質問No.23	
質問内容	10,000メートルプロムナード事業等との連携について、過去の実績を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P22 4その他(2)
回答	走水水源地公園にて、桜の散策としてお花見イベントや旗山崎公園でのガイドツアーなどがあります。事業については市HPをご覧ください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0810/10000me-toru.html

質問No.24	
質問内容	3維持管理業務 旗山崎公園及び野比かがみ田緑地に関して、以前の管理予算・実績を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P18 野比かがみ田緑地 P23 旗山崎公園
回答	旗山崎公園及び野比かがみ田緑地については、他の公園と合わせて一括で管理しており、指定管理に移行した後の管理方法も異なりますので、提示できるものではありません。

質問No.25	
質問内容	旗山崎公園・走水水源地公園・かがみ田緑地のどこかに清掃用具や除草機材などを保管する場所を設置してよろしいでしょうか
要項・仕様書の該当箇所	公園管理運営基準書
回答	市との協議の上、公園施設設置許可等の申請により設置することは可能です。

質問No.26	
質問内容	旗山崎公園及び野比かがみ田緑地の維持管理業務に関して、以前の管理予算・実績を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P18 野比かがみ田緑地 P23 旗山崎公園
回答	旗山崎公園及び野比かがみ田緑地については、他の公園と合わせて一括で管理しており、指定管理に移行した後の管理方法も異なりますので、提示できるものではありません。

質問No.27	
質問内容	旗山崎公園・走水水源地公園・野比かがみ田緑地いずれか、もしくはそれぞれの園に清掃用具や除草機材などを保管する場所を設置してよろしいでしょうか。また、旗山崎公園の管理小屋の備品明細をご提供ください(椅子・机など)
要項・仕様書の該当箇所	資料5 備品明細
回答	市との協議の上設置していただいて構いません。 エアコン1台、事務机1台、長机1脚、椅子2脚、ホワイトボード1枚、小型冷蔵庫1台になります。

質問No.28	
質問内容	「仮設衛生施設等の設営」については、どのような事業内容で設置場所、時期、期間、経費についてご教示ください
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P20 2-(2)ア
回答	走水水源地公園のトイレについて、桜の開花時期は来園者が多く、桜が多い芝生広場からトイレまでも遠いため、仮設トイレ、手洗器等の設置及びその清掃が必要になります。 設置個所と台数については、芝生広場の東側にトイレ9台、身障者用トイレ1台、手洗ユニット1台、芝生広場西側にはトイレ2台、手洗ユニット1台を設置していました。 上記については参考であり、知名度の上昇等により来園者の増加が見込まれる場合には問題なく運営できるように増台などが必要な場合もあります。 また、経費については提示できません。

質問No.29	
質問内容	みなと緑地の市民利用事例をお教えてください。また、今後利用申請が発生した場合、利用許可の流れはどうなるのでしょうか
要項・仕様書の該当箇所	浦郷みなと緑地ほか2か所管理運営基準書
回答	港湾緑地として一般に開放された施設ですので、散歩や遊具など多くの市民に利用されています。 港湾緑地行為許可の事例としては、撮影許可や地元のお祭りの露店の許可などがあります。 現在の許可の流れは、指定管理者で行為許可申請を受付→市へ行為使用料の納付書を発行依頼→指定管理者にて使用者に交付→納付確認後許可証を指定管理者が発行しています。

質問No.31	
質問内容	維持管理等にかかる各種協定内容をお教えてください
要項・仕様書の該当箇所	(資料1-1)田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書 P22(2)ーイ
回答	日常管理業務に関することとして、以下があります。(要約) ・上下水道局が管理する施設を上下水道局が管理する際に協力する。 ・公園内(芝生広場等)への公園管理関係車両の入退場のため、一部上下水道局管理範囲を協議の上通行することができる。 ・水道局所有の施設の付近に原則、安全対策以外の目的で工作物等を設置しない。 ・湧水の公園機能の維持のための排水の管理。 ・下部排水ポンプ設備の電気料金を負担すること。